

## 清三朝實録の纂修(下)

今 西 春 秋

一、實録纂修の源流

二、太祖實録圖と武皇帝實録の纂修

三、太宗實録の纂修 (以上前號)

四、影鈔清太宗實録殘本其他

五、康熙の世祖實録纂修と太祖太宗實録の改修

六、結 言 (以上本號)

### 四、影鈔清太宗實録殘本其他

本節に於ては、第一節初頭に言及したところの標記の一書に就いて若干解題を試み度いと思ふ。

本書は北京大學明清史料整理會所藏の原本を寫したもので、<sup>①</sup>凡て六冊二百三枚、一括して影鈔清太宗實録殘本と記してはゐるが、以下順次述べるが如き理由を以て、其の實

一、順治初纂太宗實録殘本 四冊

二、順治初纂太宗實録稿本殘卷 一冊

### 三、康熙纂修實錄稿本殘卷 一冊

とも名付く可き三種に分たれる。標題の示すが如く何れも完本ではない。先頃發刊の文獻叢編報ずる所によると、所謂順治初纂と稱する太宗實錄の完本は、康熙、乾隆の修本と校合の上遠からず故宮博物院で發刊になる模様である。吾々清初の歴史を探らんとするものにとつて、甚だ喜ばしい便りである。本節の如き、該書發刊の曉には何れ補訂を要す可き個所の存することであらうけれ共、然し尙、當面の研究には、此の殘本に據る他なく、且又殘本と雖も甚だ捨て難き點の存するものがある。それは本書の一部には右に示すが如く、北平に於ける完本實錄の刊行が成つたとて、その中には見られないであらう順治初纂本の底稿と考へられる部分を含んで居り、此によつて、實錄の纂修年代考定上、重要な憑據の一つである満人名、滿地名等の譯字面の解釋參考に資するところ、僅少でないと思はれるものがあるからである。乃ち以下順次、一應の研究解説に及び、以て大略乍ら順治初纂本の如何なるものであつたかを窺はう。

#### (一) 順治初纂太宗實錄殘本。四冊百四十四枚

謝國楨氏の清開國史料考に北京大學明清史料整理會の藏本として、「清太宗實錄十六冊」なるものを舉げ、その説明に「不知撰人名氏。據北京大學研究所國學門明清史料整理會要件陳列室目錄云。紛紙本。青箋紙。面皮共百九十九頁。每半頁。縱八寸六分半橫六寸一分半。字三分。楷書。亦有行書。殘缺處

甚多。中間次序多不連續。」と記されたものがある。多分このもの、寫しかと思はれるが、家藏本は四冊百四十四枚。冊數は兎も角枚數がかなり違つてゐるので、或ひは右の枚數だけ寫して、あとは寫さなかつたものか。(その文字殘缺個所の形などから考へて、毎頁行數、一行字數等は原本通りに寫したものに相違ない。)家藏本に殘缺個處甚だ多く、中間の次序も多く連續しない點などは謝氏の所記に似通つてゐる。このため、その一々の頁に就き、それが何年何月何日の記事であるかを分明にするのは、かなり面倒なことで、尙判明しない個所も殘つてゐるが、大體左記年月分の記事があることが分つた。

尤も右様の次第で、各月の記事が完全に揃つてゐるのではなく、各月、二三日分から多くて十數日分の記事を含むに過ぎず、その日々の記事も亦不完全で中途半端のものが決して少しではない。殘存年月は

天聰元年 正月、四月、五月。

同 二年 正月、二月、三月、四月、七月、十二月。

同 三年 正月、三月、四月、七月、九月。

同 四年 正月、二月、四月、五月、六月。

同 五年 正月、二月、三月、五月、七月、八月、十月、十一月。

同 六年 正月、二月、三月、四月、五月、六月、七月、十月。

同 七年 五月、六月。

同 八年 正月、七月。

同 九年 三月、五月、十二月。

同 十年 四月。

崇徳二年 正月。

同 四年 二月、五月。

同 六年 八月。

同 七年 正月、二月、三月、十一月。

と大約右の如くであるが、尙補録し得る若干分があるであらう。

處で本書を以て順治纂修本と推定した所以は先づその標題に據る。本書内數ヶ所に

太清太宗應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝文皇帝實錄

の標題を残してゐるが、太宗の諡號は、その崩じた崇徳八年十月に右の如く贈られ、その後康熙元年には文皇帝の上に隆道顯功と加へられてゐるから、先づこの標題から推して康熙以前即ち順治年間の修本であることが考へられる。

次にその卷數の分ち方であるが、これも幸ひに、數ヶ處にその第何卷であるかを記載する個處があるので、その卷次の所の年月を康熙二十一年修本に比較すると。――

殘本實錄

康熙修實錄

天聰	元年正月	卷之二	卷之二
同	二年正月	卷之三	卷之四
同	三年正月	卷之四	卷之五
同	四年正月	卷之五	卷之六
同	五年正月	卷之六	卷之八
同	五年十月	卷之八	卷之十
同	六年六月	卷之十	卷之十二

の如くなる。これだけの巻次の相違を以て全斑を推すことは、もとより早断には違ひないが、然し右表に見る限り殘本は明らかに六十五巻本より巻數尠く、且つ現に北平には四十巻本が遺存してゐる事實を考へ合はすと、その全體も六十五巻には達しないので、多分は四十巻本に復原されるのではないかと考へたので、之を假りに順治初纂本と名付けて見たので、或ひは尙この名稱の當らざるやを恐れ。然し尠く共、順治十二年に出來てゐた六十五巻本でないことは、確かで、それ以前のものと考へなければならぬが、このことは本書内に見える地名、人名等の譯字面が甚だ古形で殆んど太祖武皇帝實錄のそれに一致するものであるといふ事實によつて一層確かめられるであらう。試みに武皇帝實

録、殘本實録、康熙纂修太祖(或ひは太宗)實録の三種に就き、譯字面の比較表を作つて見ると左の如くなる。

太祖武皇帝實録		殘本實録		康熙纂修實録	
出	燕	出	燕	褚	宴
帶	善	帶	善	代	善
莽	古兒泰	莽	古兒泰	莽	古爾泰
得	古壘	得	格壘	得	格類
皇	太極	皇	太極	諱	缺(太宗)
阿	吉格	阿	吉格	阿	濟古
多	里哄	多	里洪	多	爾袞
多	躲	多	躲	多	鐸
阿	布太	阿	布太	阿	布泰
湯	古泰	湯	古太	湯	古代
巴	布太	巴	布泰	巴	布泰
巴	布亥	巴	布亥	巴	布海

清三朝實録の纂修(下)

第二十卷 第四號 七八一

跡兒哈郎	芍托	姚托	沙哈量	查哈兒	廓兒沁	勝兒勝	都兒鼻	夜黑	大海榜識	吐舍兔厄夫
------	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	------	-------

跡兒哈郎	芍托	姚托	沙哈量	插漢兒	廓兒沁	勝兒勝	都兒鼻	夜黑	大海榜式	吐舍兔額夫
------	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	------	-------

濟兒哈郎	碩託	岳託	薩哈廉	察哈爾	科爾沁	喀爾喀	都爾鼻	葉赫	達海榜式	土謝圖額駙
------	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	------	-------

右表の中、特に注意せられるのは、得格壘、巴布泰、榜式、額夫等の文字が、太祖武皇帝實錄と康熙纂修實錄との中間形を示してゐることであつて、當然ではあるがこれによつて武皇帝實錄が順治修本より一層古形を具へたものであることをも推知し得る。なほ、武皇帝實錄が順治修本より古形で

あることを示すものに、滿人名に付せられた台吉の稱號がある。この稱號は順治修本になると、殆んど貝勒若しくは貝子の稱號に代へてゐる。勿論前者にあつても貝勒の稱號が見えないといふのではないが尠ない。而して又殘本實錄に貝勒の稱號で見られるものも、之を太宗滿文老檔に就いて見ると大抵台吉の稱號で残つてゐる。この關係は、滿文老檔が原老檔の忠實な寫しであらうといふことを推測せしめるものであると共に、又原老檔の修纂時が順治以前にあつたこと、即ち日歴的な性質を具へたものであることを示すものである。又殘本實錄にあつては、太宗を稱するに凡て上字を用ひてゐるが之は漢文用例として當然である。然るに武皇帝實錄にあつては、太祖或ひは帝の稱號を用ひてゐることとは、さきにも述べたが、之も未だ漢文の用例に習熟してゐなかつた證據と見られよう。

以上によつて、私は太宗實錄殘本の修纂年時を略々決定し得たと同時に、この殘本實錄によつて、太祖武皇帝實錄の修纂年時の更に溯り得るものであること、換言すれば記録に見える崇徳元年纂修實錄に該當せしめ得べきものであることを一層確實にしたと思ふのであるが、しかも尙殘本實錄の行文が如何に稚拙で、如何に武皇帝實錄の形に接近したものであるかは左に摘録した一條の例によつて知り得よう。(下段に康熙纂修太宗實錄の同條を掲出し、殘本太宗實錄と康熙修太宗實錄との相違を併せ示した。これによつて殘本實錄と武皇帝實錄との近似が一層明瞭に認められるであらう。)



殘本太宗實錄

清太宗應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝文皇帝諱□□

太祖承天應運聖德神功肇紀立極仁孝武皇帝第四子也。初

太祖武皇帝微時。先娶哈哈納扎親。爲后。生長子出燕。先號洪把土魯。後號阿兒哈兔土們。次子帶善。

號古英把土魯。繼娶滾代。生二子。蒙古兒泰。得格壘。孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后。孟古姐姐。

生皇太極。卽上也。繼立之后阿把亥。生三子。阿吉格。多里洪。多獐。多里洪號默里根歹青。多獐號厄

里克出呼里。皇妃賴生阿布太。又三妃生五子。阿拜。湯古太。塔拜。巴布泰。巴布亥。中宮皇后姓納喇氏。乃

夜黑國主楊機奴貝勒女。年十四。適太祖。面如滿月。丰姿端麗。器量寬洪。端重恭敬。聰穎柔順。聞佳言

不動喜色。聞惡言不動怒色。不悅詔諛。不聽讒。

(以下缺)

康熙修太宗實錄

太宗應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝隆道顯功文皇帝諱皇太極。太祖承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝睿武弘文定業皇帝第八子也。祖太祖高皇帝未成帝業時。

先娶福金佟甲氏。生長子。原名諸燕。號巴圖魯。後號阿爾哈圖土門。次名代善。號古英巴圖魯。繼娶福金

富察氏。生莽古爾泰。德格類。孝慈昭憲敬順慶顯承天輔聖高皇后葉赫納喇氏。所生卽上也。繼立吳喇納

喇氏。生三子。長名阿濟格。次名多爾袞。號墨勒根代青。季名多鐸。號額爾克楚虎爾。側妃伊爾根覺羅

氏。生阿巴泰。又庶妃。阿拜。楊古代。塔拜。巴布泰。巴布海。賴幕布。孝慈高皇后乃葉赫國主楊吉弩

貝勒之女。年十四。適太祖。姿容端淑。心性寬和。莊敬聰慧。詞氣婉順。聞譽言不喜。聞惡言不怒。天

性愉悅。非渝其常。不悅諂諛。不信讒佞。不親細務。

言ふ迄もなくこれは太宗實錄開卷初頭の記事であるが、これが武皇帝實錄の左記二個所から殆んど其の儘寫し取られたものであることが興味深い。即ち武皇帝實錄最後の所に、

太祖未即位時。先娶之后生長子出燕。賜號阿兒哈兔土門。次子帶善。號古英把土魯。繼娶后所生莽古兒泰・得格魯。中宮皇后生皇太極。即天聰皇帝也。繼立之后生阿吉格・多里叟。號默里根歹青。多繖。號厄里克出呼里。皇妃生阿布太。又三妃生五子。阿拜・湯古太・塔拜・巴布太・巴布亥。

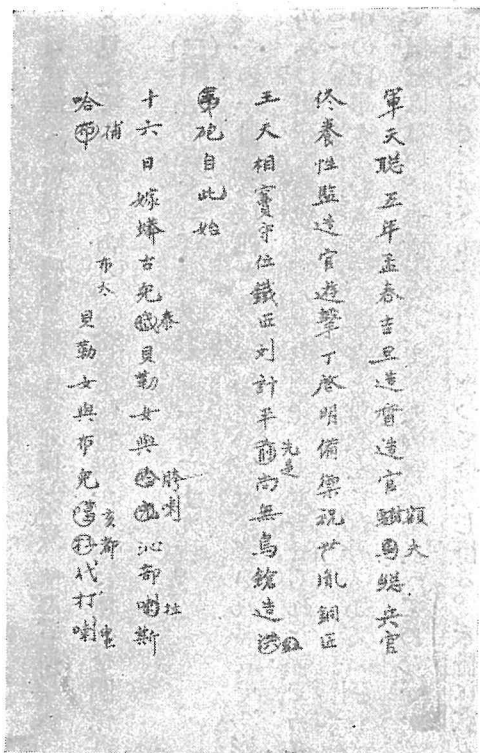
とあり、又同實錄辛丑年九月の條に、

(中宮皇后薨) 后姓納喇。名孟古姐姐。乃夜黑楊機奴貝勒之女。年十四。適太祖。其面如滿月。豐姿妍麗。器量寬洪。端重恭儉。聰穎柔順。見逢迎而心不喜。聞惡言而色不變。口無惡言。耳無妄聽。不悅委曲諛佞輩。

と見えてゐるのである。又以て兩實錄が如何に密接な關係にあるかをも推察し得るであらう。

## (二) 順治初纂太宗實錄殘稿本。一冊二十九枚。

この一冊のみは他と異つて無格の宣紙に寫され特にその影鈔は原物其の物でないかを疑はしめる程巧みに出來てゐて、嘗つて内藤先生も驚嘆せられた程である。天聰五年の正月、二月、三月、十一月中の記事を含むもので、前書と重複した部分もある。例によつて次序錯雜し、且つ「實錄」の標題を殘す個處はない。他冊と異つて擡頭の書式を具へてゐないが、その原本通りの寫しであることは、處々に見える文字脱落部分の形によつて推知し得る。本冊は處々に塗改のあとを示してゐるが、塗改せら



影鈔太宗實錄稿本

れてゐるのは、大部分固有名詞で、間々行文に及ぶものもあるも、二三字の改變あるに過ぎない。

本冊に於て注意せられるのは、この塗改文字である。但し一冊二十九枚といふものゝ一枚二百字足らずの鈔本である上に、殘缺箇所も相當多いのだから、内容は極く僅少で、充分塗改文字を注意するといふわけに

行かぬけれ共、大體次の様な文字が拾はれる。

原	機兒哈朗	改	跡兒哈朗
字	沙哈亮	字	查哈量
	阿機革		阿吉格
	得革辰		得格壘

原	墨兒格歹青	改	墨里根歹青
字	英古兒岱	字	英俄兒代
	●●●●●●●●		●●●●●●●●
	偏古阿哥		非楊古阿格
	大海榜什		大海榜式

庫里諂傍什

庫里纏榜式

洪夷砲

紅衣砲

哈兒沁部

勝喇沁部

額勒克綽呼里

厄里克出呼里

駙馬

額夫

この對字表によつて、直ちに判明することは、改寫せられた所の文字が凡て、上述(一)の太宗實錄殘本のそれに同じいことである。それに五六行宛ではあるが本塗改本中數ヶ所の文が殘本實錄の方にも見えてゐるので兩者を較べると、凡て塗改本中にあつて改刪せられた文字行文其儘が殘本實錄のそれになつてゐる。これによつて、本塗改本は殘本實錄の稿本であつたことが考へられ、即ち本塗改本を以て、「順治初纂太宗實錄稿本」と命名しておいた所以である。

然る所、この塗改本に見はれた原文字を見ると、これ等は、傍什を除き其他は凡て武皇帝實錄にも見えてゐない所の形である。大體塗改本の改變文字の方が武皇帝實錄の形なのであるから、原文字の形は、然らば更に武皇帝實錄以前の形でないかといふことになるが、さうすると塗改本を太宗同時の記録とするか、(かうすると勿論實錄の稿本でなく、日歴起居注の類ひである)又は現武皇帝實錄の修纂(或ひは改纂を考へるとすれば改纂の)年時を、尠くとも順治九年以後にまで繰り下げて考へ直して見なければならぬことになる。然し始めの考へ方が許されないことは、天聰六年の楊方輿の上疏中、漢文記録云々の條によつても確かであらうから、然らば後の考へ方を容れるかである。さきに私は順

治中頃に太祖實録に何等か手入れをしたらしい消息の窺へることを述べたが、或ひはこの間に改修を経て、それが現在ある所の武皇帝實録となつてゐるのではないかとの疑ひも持ち得ないではない。然しこの疑ひは、武皇帝實録纂修年時に關する已述の推論とまた相容れない。然らば塗改本の原文字の形は何かといふに、それは草稿作製の時に使用した勝手な字形に過ぎないものである。先頃文獻叢編第二十に収録して刊行せられた「清世祖實録稿本殘卷」といふものは、僅か數枚足らずのものであるが、このうちに

載善 濟爾噶郎 多爾渾

などの文字が見られるから面白い。謂ふ迄もなく右稿本は康熙初年の編修に成るものであり、この稿本中に如斯き文字の使用せられてゐるといふことは、康熙初年に於いても尙一般通行の漢譯字形などゝいふものが無かつたといふ事實を示すものに他なるまい。殊に右三人名の如きは前代以來記録に頻々として現はれるものであるにも拘はらず、尙別に定つた形をとつてゐないのである。思ふに草稿の作製時には大體勝手な文字で寫してゐたものなのである。塗改太宗實録稿本に見はれる原字形が一見右の如く奇妙であるのも、實はこれが草稿に使用された文字だからである。偏古阿哥の如きは、後の乾隆定修時の譯字形であるが、勝手な文字を使用して滿洲音を寫してゐたゝめ偶然字形の一致を見たものであらう。又駙馬の如く一見、最も新しい形ではないかと思はれる文字も出てゐる。然しこれは、

かの「廟」の文字などと共に、(次項参照)却つて古く漢意譯字を使用してゐたと考へられる一例である。鴛淵先生の教示によれば、滿文老檔には *etu* と、*hojihon* (婿の意) と混淆使用されてゐるといふ。

かく見來たれば稿本の奇妙な譯字面も、殊更あやしむに足りず、ひいて現武皇帝實錄の修纂年時に關する疑ひも、一應解き得たらうかと思ふ。

本影鈔稿本の原據は矢張り明清史料整理會に藏するものと思はれるけれ共、謝氏の開國史料考などにはそれらしいものが見當らない。<sup>②</sup>

實錄中に使用せられてゐる漢字には、往々特に慎重な注意を要するものがある。右述べた駙馬の文字の如きも其の一例に他ならないが、滿洲のシャーマニズムに關聯して重要な「廟」字に就いても一言こゝに記しておき度い。シャーマニズムでいふ廟とは言ふ迄もなく堂子のことである。巫祭を行ふ場所に「堂」の字を用ひることは甚だ古く、石橋丑雄氏に據れば(北平の薩滿教に就て)支那では三代の昔からあつたのであるが、それが漢民族の間では早く亡びて却つてウラルアルタイ系民族の間に *šam* の呼稱が傳存したと言はれる。この推考が全く正しいかどうかは知らないが、單に漢字のみに就いて見ても、「廟」の方が「堂子」より漢臭が多い。然るに太祖の實錄では、武皇帝實錄及び滿洲實錄では、廟字が使用され堂子の文字が使用されてゐるのは却つて康熙改修以後の實錄に於てである。そこで石橋氏は滿洲人の間に於て「堂子」の文字が用ひらるゝに至つた時代に就いて考へると比較的後のことの様で、恐らくは太宗の崇徳以後、或ひは更に世祖以後ではないかとさへ思はれる點が認められるとせられたが、一方に *šam* の

呼稱の傳存甚だ古きを認めるとすると、この考へ方は匆輕に採り難い。果せるかな「堂子」の文字は已に天聰九年に見られる。天聰朝臣工奏議に收められた「劉學成請設立壇郊社及設通政司奏」といふものゝ中に、

正白旗備禦劉學成。奏成一件。要立壇郊社。敬事上帝后土。我國門外設立堂子。凡初一十五。汗駕親去叩拜。

とあるのであるが、この上奏は天聰九年十二月十四日付のものである。即ち堂子の文字が天聰の頃から使用せられたものであること明確であるが、更に滿洲實錄の漢文に見はれる廟に相當するものを、同實錄の滿文及び滿文老檔に就いて檢すると、何れも *tanzi* とある。*tanzi* は堂子であること言を須めない。滿文老檔も滿洲實錄も乾隆の重鈔を経たものではあるが、前者に於ては言ふ迄もなく、後者に於ても、かゝる文字の改變があつたことは考へられない。即ち *tanzi* の呼稱が文獻のみに就いて見ても已に太祖の時代から存したものであることは疑ひなく、この語の傳存の古いことを明瞭に示してゐる。されば、滿洲實錄や武皇帝實錄の漢文に「廟」字の使用されてゐることは、決して此等實錄の纂修が新しい又は後の改竄を経た證據になるといふものではない。かゝる文字の使用は一種過渡的使用例と認めらる可きものである。駙馬の二字は偶々前記稿本に使用して塗改せられたまゝ、つひに正式に採用されなかつた文字であるが、廟の字はこれが一時採用されてゐたといふものに他ならない。

第三に康熙纂修實錄殘本であるが、本書は崇德七年正月から三月までの記事を納め、内容は康熙二十一年の修本に殆んど相違なく、非常に稀れに一二字の塗改あるに過ぎないから、多分最後の仕上げ本の稿本位のものであつたかと思はれ、今特にこゝに述べる程のことはない。本書の原據も明瞭でな

い。

○太宗文皇帝日録殘卷。

羅振玉氏が其の編著史料叢刊に收めて刊行した所のものに、「太宗文皇帝日録殘卷」と題するものがある。内容は天聰二年の全部と、崇徳六年の六、七月分とであるが、崇徳六年の分は、康熙修太宗實録のそれと全く同じであるから、こゝに記述する必要はない。

太宗文皇帝日録といふのは、果して本來の標題か。殊に康熙修本と同内容の部分にまでこの名稱が付けられてゐるのを見ると頗る訝かしく、或ひは羅氏などが勝手に付したものでないかとの疑ひがあるが、何れにしてもこの標題から纂修時を推すことは出来ない。但しその内容に於て直ちに注目せられるのは、日付に干支を用ひてゐないことである。太祖武皇帝實録、滿洲實録及び前述の順治初纂實録等には、日付には一切干支が用ひられてゐない。日付にも干支を用ひることは順治最後完成の實録からと思はれ、康熙六年の太宗實録校閱を請ふた上奏中に「〔有不書干支止書年月日者〕至于年月日干支並未書載」とある。<sup>④</sup> されば、所謂、日録殘卷なるものは、先づ順治年の纂修になるものであることが推測せられる。その内容の量は康熙修纂實録に及ばず、滿文老檔よりは餘程多い。天聰二年正月分の記事の一部は前記順治修殘本實録にも收められてゐるので、更にこれと比較すると、この順治修實録殘本に收められた記事の量が何れのものより最も多い様である。又日録殘卷の行文は甚だ稚拙であ



るが、譯字面を康熙修纂太宗實錄と對照して見ると次の様になる。

日 録

康熙修實錄

即爾哈朗貝勒  
 廓爾沁部哈杭  
 太祖武皇帝  
 達海爾纏二榜式  
 查哈喇部  
 薦爾鼻地方  
 敖杭部吉儂  
 哈爾哈部貝子  
 喜孚榜式  
 蠻諸西里  
 巴東  
 達明  
 葉黑

濟爾哈朗貝勒  
 科爾沁國噶漢  
 太祖  
 大海榜式庫爾纏榜式  
 察哈爾國  
 都爾鼻地方  
 敖漢部濟農  
 喀爾喀部落諸貝勒  
 希福榜式  
 滿朱習禮  
 巴東台吉  
 達敏  
 葉赫

空過羅馬法。

孔果爾貝勒

桑阿爾債蝦

桑噶爾寨蝦

大約以上の如く、康熙纂修字に比較して一層古拙な譯字面であることは、一見判明するが、さればとて例の武皇帝實錄型に入る可きものでもなく、さきに述べた所の實錄稿本の譯字面の類に入る可きもの、換言すれば正纂時の使用文字ではない。乃ち以上三點、(一)千支のこと、(二)記事量のこと、(三)譯字面並びに行文のこと、を彼此考慮して、私はこれを、順治初修本の稿本となる可きものであつて、未だ塗改の手の加へられなかつたものと考へる。實錄の資料は、滿文老檔に補ふに六科史書の類ひを以てしたものであれば、本稿本が老檔より、より多量の記事を含んでゐるのは當然であるが、更に之に補録して先づ順治初修本が出来上つた、それから又適宜に刪改増減して康熙修本が出来上つたといふ順序であらうと思ふ。

⑤ 稻葉博士の調査によると、羅氏は尙この他、太宗實錄草底第四十冊戊寅(一次改正三年五月)と題するものを藏する由であるが、その如何なるものであるかは、今の所判明しない。但し實物(或ひはその刊行物)に就き、以上の如き判別法を應用すれば、その性質を識別することは難事でないであらう。

① 本書は先考が北京大學から贈られたもので、同大學内明清史料整理會の原本によつて寫したものであることは、先考から聞いてゐた。

② 最近刊行の文獻叢編第廿一輯の文獻館二十三年十月分工作報告中には同館所藏の「清太宗實錄稿本四冊」なるものを整理したことを報告してゐるが、如何なる稿本か記す所がないので分らない。

③ Grube の Die Sprache und Schrift der Jüsen にも女眞語「塔安」と發音するものが漢語「堂」の意であることを記してゐる。薩滿教との關係は知らないが、女眞族間に於ける *ᡤᡠᡳᡳ* の呼稱を更に古く文獻上に探り得る一例である。

④ 第三節注⑩参照。特にこゝに引用した部分は括弧内に入れたり細字で書したりした部分であるが、全く原稿に無い文字とも思はれぬので引用した。但し若しこの部分が原稿になく徐氏の勝手に挿入した文字であるならば、今の所、實錄の日付けに干支を用ひだしたのは康熙以後のこと、考へねばならない。

⑤ 青丘學叢第十號「塗改本清太祖實錄殘卷及び其の年號」

## 五、康熙の世祖實錄纂修と太祖太宗實錄の改修

康熙六年の太宗實錄校閱事業は幾何程度にまで進捗したのか。校閱といひて重修と稱せざるは、已にその事業の輕微なものであることを思はせ、或ひは完了に至つてゐたものかも知れないが、この年九月に世祖實錄の纂修が開始され康熙十一年同實錄が告成すると共に、翌十二年再び太宗實錄重修のために史局が開かれてゐるといふ事實は、何れにしても校閱事業なるものゝ甚だ輕微なものでしかなくかつたことを推測せしめる。

世祖實錄の纂修に就いては、東華錄康熙六年九月丙午の條に、

纂修世祖章皇帝實錄

とあり、康熙十一年修世祖實錄の進實錄表に、

(皇帝陛下) 爰播繪旨。聿新史局。乃于康熙六年十月。命臣巴泰爲監修總裁官。臣圖海臣索額圖臣李

蔚臣魏裔介……爲副總裁官。臣喇沙里臣杜冷格臣田啓允臣董昌國臣噶布喇臣額塞……爲纂修官。開館

校雙。搜芸閣蘭台之秘。分曹撰輯。出金匱石室之藏。(中略) 幾易藁而成編。四閱載而竣事。恭成

世祖章皇帝實錄。合目錄凡例。滿洲蒙古漢文各一百四十六卷。繕寫進呈。(中略) 康熙十一年五月

二十日光祿大夫內大臣吏部尙書中和殿大學士加一級臣巴泰等謹上表。

と見えてゐる。本實錄の資料に就いては、再度贅言する必要は無からうが、たゞ特に注意すべきは順治朝資料として現存のものは、漢文のものが大部を占め滿文のもの、甚だ尠くなつてゐることである。太祖太宗の滿文老檔に匹敵する程のものは、今日迄の所發見されてゐないし、又記錄方法が前代と變つたのであるから今後恐らく發見されることはあるまい。漢文化への同化は支那内地へ入ると共に急劇に進展したものと考えられる。

康熙十一年修纂の世祖實錄は滿蒙漢三體とも修められた筈であるが今その正本は、滿文本だけしか傳はらない(故宮實錄庫藏)但し正本ならざる漢文本は支那では南潯の嘉業堂に舊鈔本一部を藏すると謂ひ、我國には、内閣文庫、上野帝國圖書館、一高及び恭仁山莊文庫に夫々古傳鈔本を所藏してゐる。先頃、文獻叢編第廿に收めて、「清世祖實錄稿本殘卷」なるものゝ發刊せられたことは、先に述べたが、同書

に付せられた解説によると、「清世祖實錄稿本殘卷一冊。原藏內閣大庫。冊衣題崇德八年八月分。右側有(畫一)(騰)(改訖)字樣。原件縱 35.5 cm. 橫 26 cm. 半頁九行平行二十字。塗乙改竄頗甚。按世祖實錄初修於康熙六年。十一年成。正本今已無存。雍正十二年重修。乾隆四年十二月成。卽今乾清宮皇史宬內閣等藏本也。今以此稿本與館藏內閣黃綾本對照、其原文及已刪改處、均不相同。可知尙是康熙初修之未定稿。雖僅一冊。亦足珍視。」とある。零冊ではあるが尙今後に利用さる可き資料であらう。

又私の手許に「影鈔清世祖實錄殘稿」と題する一冊がある。<sup>⑤</sup> 檢するに順治二年二、三月分の實錄稿本であり、その性質は文獻叢編に收めて發刊されたものと全く同じく、所々塗改されてはゐるが、然しその改變文字(又文)も十一年纂修本との間には未だ若干の距離があり、康熙初修本の未定稿と推定さるゝ所以である。尙稻葉博士によると、<sup>⑥</sup> 羅振玉氏は、順治三年正月分實錄又世祖章皇帝實錄(順治三年二月分熊賜履等)と題するものを所持せらるゝ由であるが其の性質は分明でない。

世祖實錄の修纂告成すると共に、翌康熙十二年には太宗實錄の重修を開始し同廿一年九月を以てこれを終つた。<sup>⑦</sup> 東華錄康熙十二年秋七月壬午の條に、<sup>⑧</sup>

命重修太宗文皇帝實錄。

とあり、同じく同廿一年九月丙寅の條に、

太宗文皇帝實錄成。

とあるは重修告成の事實を謂ふものである。但し重修とは稱するものゝ、一と度び完全に出來してゐたものゝ上に、再度編修の手を加へたのではなく、實は這回を以て太宗實錄は始めて完成したものであると言ひ得るものであることは、已述の太宗實錄纂修經過に見て明瞭であらう。

太宗實錄(重修)告成の翌月即ち康熙二十一年十月には相繼いで太祖實錄の重修が開始せられた。國朝宮史卷二十二に、

太祖高皇帝實錄一部……康熙二十一年十月聖祖仁皇帝命重修。書成。凡十卷。

とあり、東華錄では、同月辛卯の條に「重修高皇帝實錄」と見えてゐる。この十卷本が告成したのは、康熙廿五年二月甲辰のことであつて、東華錄同日の條に「纂修太祖高皇帝實錄聖訓告成。」とあるもので、乾隆定修本太祖實錄に再録せられた康熙帝の序文に、

(朕)……特命儒臣。詳加纂輯。朕復敬慎考詳。悉心裁定。爲實錄。合凡例目錄共十二卷。朝夕式觀。以申繼序紹庭之志。……康熙二十五年二月二十日。

と叙べられてゐる。

然しこゝに稻葉博士は、康熙二十一年、二十五年及び二十九年の三回に互つて太祖實錄は修正せられたと見られるのであつて、その所論は、<sup>⑨</sup>

「康熙朝の實錄修改が一再也なかつたといふことは吳正治(當世・文僊公)事略に、(康熙)二十年冬。拜武英殿大學士。

時重修太祖高皇帝實錄。編輯三朝聖訓。大清會典。一統志。平定三逆方略。公皆爲摠裁官。二十五年實錄成。加太子太傅云々とあり、二十一年進表の日より四年の後に重修太祖實錄が成つたといふ記事があるのみならず、聖祖仁皇帝聖訓(卷十一)康熙二十九年四月乙丑には、さらに纂修三朝國史の勅諭左のごときものがある。

四月乙丑。勅諭纂修三朝國史總裁官大學士等曰。朕惟。帝王肇基垂統。綏御萬方。峻業弘謨。必勒諸簡冊。傳示無窮。所以炳耀豐功。宣揚至治。甚盛典也。我太祖高皇帝。誕膺寶籙。鼎命維新。締造丕圖。規模弘遠。太宗文皇帝。道隆作述。運啓休明。式廓禎符。燕貽景祚。世祖草皇帝。統一寰區。化成治定。中和懋建。聲教遐敷。惟列祖之相承。冠百王而首出。鴻猷峻德。魏煥難名。緯武經文。昭垂無敎。舉凡戡亂安邦之略。立綱陳紀之宜。用入行政之方。攝民成俗之本。布於方策。歷久彌新。創制顯庸。燦然明備。卽當時勳舊諸臣。翊贊王室。宣力四方。亦莫不託付風雲。懋彰勞績。唯從龍而應運。信昭代之多才。朕夙夜紹庭。思闡先烈。爰命儒臣。恭修三朝國史。爾等其督率在館諸臣。蒼萃琅函。博蒐掌故。折衷至當。裁訂成書。毋尙浮夸而乖情實。毋徇徇見而失公平。毋過質略而意不周該。毋務鋪張而詞多繁縟。務期事歸確核。文極雅馴。勒以董成。敏而竣事。庶幾垂型萬世。傳信千秋。以觀耿光。以揚大烈。稱朕意焉。

この勅諭によれば、太祖、太宗、世祖の三朝實錄が、いよいよ完成したのは、さらに後ること四年である。わたくしの以上見る所では、太祖實錄の初修は崇徳元年であり、膺熙二十一年、二十五年、二十九年の三回にわたり修正されたと思はれる。」

といふにある。然し乍ら私は二十一年に修正され又二十五年に修正されたとさるゝが如き見解には従

ひ難く、二十一年に重修を開始せられた實録が二十五年に完成したものであると解す可きであらうと思ふ。博士が引用せらるゝ所の吳正治事略の記事も毫も私の所論に抵觸せざるのみならず、寧ろ私の如く解して正當に讀解し得たと言ひ得るものではなからうか。

更に又、私は康熙二十九年に太祖、太宗、世祖三朝の實録が完成したと言はるゝにも承服し難い。國史と實録と時に混同使用せられた例も無いではないが、然し本來、國史と實録とは明らかに別個のものであり、三朝國史が三朝の實録を意味するものとは考へられない。國史と實録との別を遠く宋代あたりにも尋ねるまでもなく、天聰六年楊方輿の上奏中にすら已に、「書之當今。謂之實録。傳之後世也。謂之國史。」とあつて兩者の區別を心得てゐたかに思はれる。明では萬曆二十一年に太祖以下の國史を纂修せんことを奉奏するものあり、幾分の事業は進められたが結局完了に至らずして罷んだらしい。<sup>⑩</sup>清朝では、この時、康熙二十九年の國史纂修の勅諭が、その最初の國史纂修に關する勅諭であつたと考へられ、こゝに國史纂修の歴史を説くを目的とするのではないが、實録との別を明確ならしめるためその概略を述べて見るであらう。

康熙二十九年に纂修の勅命のあつた三朝國史もその完成は容易でなかつたと見え、乾隆元年に至つて漸くその中、太祖高皇帝本紀だけが完成してゐる。即ち乾隆聖訓卷三十に、

乾隆元年十月丙寅。大學士鄂爾泰等恭進太祖高皇帝本紀。并陳國史應修各書。上諭曰。據奏。四朝



本紀現在編纂等語。我皇考本紀亦應及時敬謹編輯。又奏表志列傳。俟四朝本紀編定後排纂等語。表志列傳等。若俟本紀編定後。方行排纂。則曠日持久。書成未免太遲。著一面辨理本紀。一面將表志列傳等排纂。

とあるのであるが、東華錄にはこれよりさき、乾隆元年三月癸丑の條に「命續修國史」とあり、又聖訓と同日即ち十月丙寅の條には「命纂修世宗憲皇帝本紀」とあり聖訓中に見える所と相符する。これによつても明瞭なる如く、國史は本紀並びに表、志、列傳等を具備すべきものであつて、實録とは全く別個の編纂物である。内閣大庫舊檔書目の一つに三朝書單なるものあり、その目は次の如きものである。

太祖本紀上下二卷共一本 清漢稿完

太祖實錄清漢共二十本 稿完

太宗本紀四本 清稿完  
清字讎完二本尙有二本未讎

太宗實錄清漢共一百三十四本 稿完

世祖本紀九本 漢稿完  
清字讎六本尙有三本未讎

世祖實錄清漢共二百九十二本 稿完

天文 五行 朝作梅

律曆 樂 沈辰垣

職方

陳倫 李林頂補

禮

輿服

汪灝

選舉

藝文

曹鑑倫 凌紹雯頂補

職官

張希良 查昇頂補

兵

史夔 俞長城頂補

刑法

劉涵 王思斌頂補

河渠

王九齡 王瑣齡頂補

食貨一

張廷瓚

食貨二

王之樞

食貨三

彭會淇 張大有頂補

以上俱未纂修

太祖本紀の進上されたのは乾隆元年であるから、本書單の作製は正に乾隆元年近き頃にあつたわけであり、<sup>(12)</sup>三朝國史の構造を察知すべく洵に好個の資料と言ふを憚らないであらう。

而して東華錄、乾隆十四年十二月壬辰の條に「五朝本紀成」とある。五朝とあるから太祖紀を含む筈であるが、これは太祖紀が重修されたといふことでなく、乾隆元年には未完成であつた四朝の本紀も

十四年には完成し、併せて五朝の本紀が告成したといふことであらう。

恭仁山莊文庫には嘉慶二十四年の寫しである滿文太祖皇帝本紀書二卷二冊を所藏し、清開國史料考には、北平圖書館所藏の「太宗本紀卷三殘本一冊」なるものを解して、

不知撰人名氏。是書首題曰太宗本紀。改題曰太清太宗文皇帝本紀。用開化紙。所書始崇德元年四月訖四年十二月。上加簽條。如朝鮮三田渡碑原文云寬溫仁聖皇帝。以壞和自我始。赫然怒以武臨之。改以我實始敗和。赫然一怒。以武臨之。此文有一簽條冠蓋交跡。跡字查下附。查實錄原是交跡二字。後所通行者。即用所改之本。二年四月條。朕或有遺失。爾等當即面諍。若不能諫而在外歸咎其主。非人臣也。改在外爲退有後言。又聚財積穀。所以備荒而賞功雖不可吝。亦不可吝。改奢固不可吝亦非宜知。此本爲史館據實錄所修之本紀。多存實錄本來面目。而後人修改之跡亦於此可考見焉。

清室王公傳殘本 國立北平大學明清史料整理會藏本

不知撰人名氏。史料整理會目錄云。白粉紙本墨書。共四十四頁。首殘中多硃批墨批塗抹之處亦多。每半頁縱九寸七分。橫七寸二分。按爲清太祖第五子多羅貝勒莽古爾泰。第六子輔國愨公塔拜。第七子和碩饒餘敏親王阿巴泰。第九子鎮國恪僖巴布泰列傳。

とあり、或ひは又家藏本に影鈔太宗史稿殘冊と題し、其内容實は太宗時の額爾德尼、霸奇蘭、勞薩

春科落巴圖魯、曹海、達爾漢、宜孫、願山台、吳賴、超哈爾、阿山、巴都禮、吳巴海、薩木什克喀、俄莫克圖、葉臣博爾惠、席特庫、高鴻中、譚泰、納海、洪尼堪、安達里等の諸傳を記す一冊は文字の用法も比較的新しく、何れも國史中の列傳部なる可く、かの滿漢名臣傳、耆獻類徵の如きも、何れも國史館の原本に依據したもので、この種國史列傳の派生系統に考へらる可きものである。

東華錄、乾隆三十年六月の條に「諭重修國史列傳」とあるが、家藏本が、乾隆修纂の實錄等を典據としたものでないことは、本冊中に見える、多爾袞貝勒、濟爾哈郎貝勒、虎爾貝勒、達爾漢額駙、艾度禮阿格等の用字例が何れも康熙時のものであることから、一見推測に難くない。

國史の纂修は終に清史稿の纂修にまで到る興味ある歴史であるが、それは自ら他日の問題である。以上見る所によつて、私は三朝の實錄が康熙二十九年に改修されたとは考へない。太祖實錄の重修は康熙二十一年に始つて同二十五年に完了したものであるとだけ考へる。稻葉博士は又羅氏の書庫中に發見せられた所の塗改本太祖實錄殘卷を以て我が傳鈔本太祖實錄に最も接近したものであることを考證されたが尙、「塗改本と武皇帝實錄との間にはかなりの距離があるが鄂爾多斯を俄都施に作り、十二土默特を專拙土默特に作るなど、兩者の近似は認められる。しかし、葉赫は夜黑に依り、北部五部落喀爾喀貝勒を誇兒部五衛使者に作るなど全く別様の譯字を採用してゐるから、これらによりて見るも、改修がこの塗改本の本文に到達するまでには、尙數回にわたりて行はれたであらうことは疑はれ

ない」<sup>⑮</sup>とし、「太祖實錄は康熙二十一、二十五、二十九年の三回にわたり修正されたと信せられる。しかしこの塗改本が三者のいづれかに相當することは想像されるけれ共、たゞそれだけにとゞまり確とした年次は判らない」<sup>⑯</sup>と結ばれた。然し乍ら私は前記する如く二十九年の修正を採らず、右塗改本を以て二十一年から二十五年の間に於て作られたものと考へる。二十一年に重修事業を開始してより二十五年にその完了を見るまで全五年。太宗實錄の重修には十一年、世祖實錄の重修には五年を費やしてゐるのであるが、太祖實錄の小冊を以て此等兩實錄の浩瀚なるに比すれば、その重修に要した年月は尙餘りに長期に互る思ひがあり、その改修度の頻多であつたことを想像するに難くない。果して最近、羅振玉氏は其の藏する所の「太祖高皇帝實錄稿本三種」なるものを景印刊行して其の間、窺ふを得ざるものであることを誇られたが、さきに稻葉博士の研究發表せられた塗改本太祖實錄なるものも、實はこの稿本三種中の一種、詳しくは三種中、中間の稿本、羅氏の所謂二次稿本の約半部であつたことが明瞭となつた。稱葉博士が崇徳纂本より塗改本に至る間尙數回の改修があつたと考へられたことは適中したわけである。

私は矢野先生が逸早く羅氏景印本を提示し、本研究に資せしめ給ふたことをこゝに深謝し奉る。

羅氏の稿本三種が何れも康熙の修本であることは、その標題がみな「承天廣運聖徳神功肇紀立極仁孝睿武弘文定業高皇帝實錄」とあるによつて明瞭であり而してそれが羅氏の所謂、初修、再修、三修

と略々相連続す可きものであることも、各稿本塗改の跡を辿れば自づと判明するところである。その内容は、

初修本七冊

首冊 訖癸未二月

二冊 起癸未七月訖甲申九月

三冊 起己亥正月訖庚申十一月

四冊 天命四年五六七月

五冊 起天命四年八月訖五年十一月

六冊 起天命六年正月至十一月

七冊 起天命九年正月訖十年十一月(以上羅氏の所記に據る。景印本は合綴して一冊となす)

となつて居り、天命四年八月辛亥朔の所、只一ヶ處だけ卷之八と標出してゐる。次に

第二次稿本五冊(景印本は二冊に合綴)

一冊 至癸未止

二冊 起甲申正月至乙酉止

三冊 起天命四年二月至年末

四冊 起天命五年至六年六月

五冊 起天命九年至十年末

この分は第一冊の最初及び最後に卷一を標出し、又第五冊、天命五年春正月の初め及び同六年三月の終りに卷七を標出し、之に續く所の六年四月の初めには卷之とのみ記して數字の記入がないが、兎も角こゝで改卷したことは明瞭である。更に第五冊天命九年正月の初め及び同十年末の個所に卷十を記入してゐる。以上第一次、第二次稿本共其の分卷法は康熙修本(稿本でない、完成本の謂ひ)乃至乾隆修定本に一致しない。但だ第二次稿本が天命五年正月を以て卷七の、同じく九年正月を以て卷十の初めとしてゐることだけは、修定本等と一致してゐるのを見るが、<sup>18)</sup>此等の卷の終る所が一致しない。第二次稿本は十巻以上あつたものと考へねばならない。

次に第三次稿本であるが、これは卷一及び卷三、何れも首尾完全し其の分卷法も修定本と同じく、而してこの第三次稿本の修訂清書を以て略々康熙の重修を完了したものであることは、これを恭仁山莊藏康熙本或ひは傳鈔刊行本等に比較して知り得るところである。

ところで、こゝに更に北京の中央研究院歴史語言研究所藏の「清太祖實錄殘卷」一本なるものが謝氏の開國史料考卷二のうちに見えて居り、それが同じく康熙纂修のものであることは、解説中謝氏擧ぐるところの標題によつて明らかである。謝氏は本書を解説して、

不知編者名氏。右清太祖實錄殘卷字跡模糊。竄改之處甚多。其改易之處。筆跡俱在。歷々可見。知係稿本。首冊起卷一癸未明萬曆十一年。至卷二是年八月。二冊起卷四辛丑明萬曆二十九年。至卷五壬子九月明萬曆四十年。三冊起卷六清天命元年丙辰明萬曆四十四年。至三年戊午十二月。計缺卷三。及缺甲申至庚子十七年。癸丑至乙丑三年事。又北立北平圖書館藏清太祖實錄殘本。有癸丑年事及天命四年事。足補此本之缺。(中略)則此本猶存舊觀。至北平圖書館所藏之本。則過於殘缺。次序紊亂。惟該本侍衛達爾漢蝦。此本蝦作下字爲雙聲。當爲古本。亦間有不同之處。恐亦係稿本之一。日人傳鈔之實錄。首行所題與此本相同。惜大福晉之死一事。此本亦殘缺。不能與彼本相校。惟傳鈔本除烟作褚晏。長拖落作長妥羅。劉諂作劉闡。豹石德作寶實德。字較雅馴。則此本恐係最初修改之稿本。而日本之實錄反爲傳鈔之本矣。似此本爲最早之本可無疑也。

と記してゐる。理解に便のためその分巻法を條示すると、

首冊 起卷一(癸未年)

至卷二(癸未八月)

二冊 起卷四(辛丑年)

至卷五(壬子九月)

三冊 起卷六(天命元年)



## 至天命三年十二月

となつて居り、この分巻法は羅氏の第二次藁本より更に細分されて居り、羅氏初修稿本の天命四年八月を以て卷之八となしてゐるに最も近いかと思はれる。謝氏は尙本稿本を以て王蔣二氏の東華錄と比較し、その古體を有するものであることを論じてはゐるが、この所論を以てしては尙羅氏稿本との關係を緊密に知り難い。然し羅氏の初修稿本と稱せられてゐるものゝ人名地名等の譯字面は已に羅氏の指摘されてゐる通り、崇徳本の舊形を存するものは十に二三である。これを以て見ると謝氏提示する所の稿本の方が、或ひは羅氏稱する所の初修本より更に以前に置かる可きものであるかも知れず、謝氏がその提示する所のものを以て初回の改修本に非ざるやを推測してゐることが當つてゐるかも知れない。私が先に殊更、羅氏の所謂初修藁本なる謂ひ方をしたのは、このことを考へたからである。尙羅氏稿本中、往々武皇帝實錄より古拙な文字の使用されてゐるのを見るけれ共、この事情に就いては已に前節太宗實錄殘稿纂修中に言及した所を以て説明し得よう。今再度贅言しない。

要するに康熙二十一年の重修事業開始以來、同二十五年の完了に至る間には、實に數次の改修を経たものと見られる。

恭仁山莊文庫所藏の太祖實錄が康熙修本の寫しであることは周知のことであるが、この書には進表も序も目錄もなく、直ちに太清太祖云々と本文から書き出してある。卷數の記載もないが、紙葉を改

めて書き始めてある所を以て毎卷初と認め得る。其の各卷は順次、

太清太祖承天皇運……

己亥春正月壬午朔

壬子春正月丙申朔

天命四年春正月己酉朔

天命五年春正月庚辰朔

秋七月庚子朔(天命六年)

天命九年春正月丙辰朔

天命十一年春正月乙巳朔

の年月日を以て始まる所の謂は、八卷本とも稱し得べきものであるが、實は十卷(或ひは十區分)に分けられてあつたものを傳鈔の際右の如く誤つたのでないかと思はれるのは、乾隆定修太祖實録の分卷の仕方は夫々右年月日を以て始まる個所を以てし、乾隆本の十卷なるは太清太祖……の書き出し第一卷と己亥春第三卷との間に乙酉春を以て始まる第二卷をおき、第三卷と天命四年第五卷との間に天命元年第四卷をおいてゐるからである。山莊本最後の天命十一年の個所にだけ、「太清太祖承天廣運聖德神功肇紀立極仁睿睿武弘文定業高皇帝實録卷之十」と題してゐるのも十卷本を傳鈔した一證であらう。

内閣文庫所藏の傳鈔本太祖實錄が八卷であるのも、その細目が今判明しないが、恐らく山莊本の如き分巻法になつてゐるものであらう。又羅氏の第三次稿本が已に明らかに十卷分法であることを示してゐるのに、右二者が八分巻法であるのは、矢張り傳寫の際に誤脱があつたものとせられるであらう。但し我國傳鈔本のうちにも、上野圖書館本及び一高本は明確に十卷本である。これで以て見ると八卷本は尙眞に最後の完成に到らない頃に傳寫したものかも知らず、或ひは十卷本との間に僅一步の差異を存するものかも知れないが、大體に於いて私は前者に卷記の誤脱あつたものと推測しおき、何れ他日を期して實地精査したい考へである。

以上主として太祖實錄の重修に關して多くを述べたのは、現に我等の眼前に最も多くの資料が提供せられてゐるからである。何れの實錄にしても、其の修纂或ひは重修告成を見るまでには、假令ひ太祖實錄程でなくとも、尙若干の草稿本が作られた筈であるから、今後この種の草稿本は各種實錄に就き追々と發見せられることであらう。

康熙二十五年纂修の太祖實錄正本は滿文本だけが傳はり、漢、蒙文本は今その所傳を見ず、我が漢文傳鈔本を以て逸存書目中に數へねばならない。但し恭仁山莊文庫本は十數年前、内藤先生が彼の地より將來せられたもので、故先生はその寫しも康熙頃のものであると推定してをられた。

三朝の實錄は、其の後雍正十二年十一月にまた校訂の命があつたが雍正中には竣功せず、何れも乾隆四年十二月

に至つて一齊告成した。所謂定修本と稱せられるものであつて、近く日滿文化協會の手によつて景印出版せられるのも、この定修本實録であり、又太祖實録の分だけは、周知の如く已に數年前、「太祖努爾哈赤實録」の名を以て出版されてゐる。

但し猶、乾隆の改修を以て、最後の定修であることに疑ひを有つ學者もある。孟森氏の如きその一人で、彼は「清太祖告天七大恨之眞本研究」<sup>⑩</sup>中に、

至乾隆四年所修太祖高皇帝實録。當即爲今之定本。然較王氏東華錄之天命一朝、尙微有異同。未知係王氏錄時意爲修飾。抑所據更有後修本。未敢斷定。

と論じてゐるのであるが、後の考へ方は如何あらうか。王氏東華錄や開國方略やは、通常其の固有名詞の譯字面などを見て、乾隆修本に據つたとするのであるが、已に第二節付注<sup>⑥</sup>にも指摘した通り、開國方略は崇德纂修の太祖實録を使用参考してゐるに相違ない。されば、王氏東華錄も、直ちに之を以て乾隆修實録にのみ據るものであるとする考へ方には、更に考慮の餘地が存しはしまいか。現に通鑑輯覽や開國方略やを参照してゐることは、東華錄中に明記されて居るのである。王氏が記述に關しては數種の實録其の他を参照し、その個有名詞の譯字面又行文等のみを定修時の形に採つたものでなからうかといふことも、決して考へられない所ではない、私は寧ろこの故に王氏東華錄と乾隆修纂實録との間に若干の異同が存するものと考へる。記録の上では乾隆以後、更に改修があつたといふことは見當らない様だし、<sup>⑪</sup>又實際に於いてもそういふ實録は見出だされてゐない。乾隆の改修を以て修定と見る可きであらう。

- ① 國朝宮史卷二十二にも「太宗實錄……康熙六年十一月聖祖仁皇帝命恭校」とある。
- ② 東華錄康熙十一年五月乙丑の條に「世祖章皇帝實錄成。」
- ③ 今山龍「滿洲語のはなし」一三頁。「滿洲字が滿洲文を完全に綴るまでに完成した天聰六年の前年天聰五年閏十一月に太宗帝は部下の官員に勅して、其の子弟に儒書を習讀せしめて盡忠守節の道に通曉せしむべきことを嚴命して支那の書籍を習讀することを命じてゐるが夫れから僅に二十三年を経て、順治十一年になると、滿洲の宗室子弟が漢書を習ひ漢俗に入り、滿洲の舊制舊俗を忘るといふ憂を生じて來たので、滿洲語を法令の力で保存せねばならぬ必要を生じた。是歲に順治帝は「其の原と漢書を習ふた者には各其の便に聽せるが、既に滿書を習ふた者は繙譯の漢書(即ち滿文譯の支那書籍)を玩觀すべし、其の漢字の諸書を習ふことを永停す」と諭勅を出された。僅に二十三年間に其の文の遷移の甚だしき驚くべきであるが、更に驚異とすべき滿洲人の位置の變遷よりみれば、其の文化の遷移も怪しむには足らないであらう。」とあるは好參考である。
- ④ 清開國史料考卷二第二十五枚。服部博士監修の逸存書目中に本實錄の擧げられてゐるのは誤りといふことになる。同じく康熙纂修太宗實錄を逸存書中に擧げてゐるのも誤りである。
- ⑤ 本書も影鈔太宗實錄殘本など、共に先考が北平大學から贈られたものであるが、開國史料考などには、この原本と覺しいものを記載してゐない。
- ⑥ 青丘學叢第十號四九頁(塗改本清太祖實錄殘卷及び其年代)
- ⑦ 私の據り得た恭仁山文庫所藏の康熙纂修實錄の序や進表には、年だけを書いて月日の記入がない。
- ⑧ 國朝宮史卷二十二も「太宗實錄……康熙十二年七月命重修」とある。内藤博士藏康熙纂修太宗實錄の進表には「特開史局于康熙十二年八月」とあつて七月に命にあつたことを言はぬし、又東華錄や國朝宮史には八月に史局を開いたことを記さぬ。事實は七月に命あり翌八月に史局を開くに至つたものであらう。
- ⑨ 青丘學叢第十號。「塗改本太祖實錄の殘卷及び其の年代」六六、六七頁。
- ⑩ 明實錄萬曆廿一年九月乙卯、同廿五年六月癸未の條參照。

⑪ 内閣大庫書檔舊目第十八。

⑫ 内閣大庫書檔舊目叙録中に方麴氏は三朝書單の作製時を考證して、康熙廿九年に三朝國史纂修の命があつたのだから、この書單は正に康熙三十年以後のものであるとした。私が乾隆元年近い頃のものとしたのはこの書單中太祖本紀の稿本だけは已に清漢共になつて居り、乾隆元年には同本紀が進上されてゐるからである。稿完と告成進呈との間にはさう大して歲月の隔りがあるとは思はれない。

⑬ 讀史叢錄一二三頁(清朝開國期の史料)に、内藤先生は、「余が藏書に嘉慶廿四年の寫本で太祖高皇帝本紀書と題する滿文の書二卷ある。多分滿文の官本實錄の抄略本らしい云々」と記されてゐる。先生藏本の卷數は三朝書單に見える所と一致する。

⑭ 此も北京大學から贈られた一冊であるが、むかふの書目に思ひあたるものが見當らない。

⑮⑯ 青丘學叢第十號六二、六三頁及び六七頁。

⑰ 稻葉博士による(青丘學叢第十號六三頁)但し逸存書目によると、他の一高、帝國圖書館本等と共に十卷に記載されてゐるが、稻葉博士の實地調査になるを思ひ、今之に従ふ。

⑱ 稻葉博士は「塗改本清太祖實錄殘卷及び其年代」中に(青丘學叢第十號六三頁)「塗改本太祖實錄の前掲の卷數を考へて見ると、これまた不審である。武皇帝實錄は全數共四卷に充たす、わが傳鈔本太祖實錄は共八卷より成り、塗改本が天命五年を以て第七卷と題するなど、乾隆改修本にも、いづれにも一致せないのである。」と言はれてゐるが乾隆改修本にまで一致しないとされること不審千萬で、同改修本は明らかに、天命五年庚申春正月を以て卷之七を題してゐる。

⑲ 史學第一期二頁。(清太祖告七大恨之眞本研究)

⑳ 尤も乾清宮存貯の太祖以下五朝實錄が嘉慶の時に重繕されたといふことは續國朝宮史卷七十五に

洎乎嘉慶四年四月。皇上命特開史館。恭修高宗純皇帝實錄。並命重繕乾清宮陳設五朝實錄各一分。共計六百九十卷。尋於六年五月繕本告成。進呈御覽。

とあり、續いて

嘉慶五年四月初七日奉諭旨。朕恭閱高宗純皇帝實錄。內載乾隆三年十月欽奉諭旨。四朝實錄理當盡一。今正值重繕列祖實錄之時。應敬將恭加皇祖尊諡增入實錄內。後世子孫不得援以爲例。欽此。現在補繕乾清宮陳設五朝實錄。應將上年恭加皇祖世宗憲皇帝尊諡容聖二字。敬謹增入。其餘各處恭貯五朝實錄。不必更動。

とあるのだが、別に内容にわたる改修ありとは覺えない。たゞ乾清宮陳設の實錄だけその體裁を新たにしたいふことである。

## 六、結 言

周知の如く我國には早く、清三朝實錄が將來されて丹後守久世家の所藏に歸し、これによつて郵山緯、永根鉉の二人が清朝實錄探要及び清三朝事略なるものを發行した。二人が底本とした所の三朝の實錄が如何にして我國に將來され久世家の手に入るに到つたか、その徑路は明瞭でないけれども、探要の序例には、

按清徐乾學文集。載條陳明史事宜疏云。乞許恭閱三朝實錄。以便參稽。卽知此書系內府秘錄。外人不得浪觀者。而今傳至此間者。蓋出自竊抄也。

と甚だ適妙な觀察を下してゐる。事略の刊行が寛政十一年であり、探要の方はそれより較々遅れて刊行された。寛政十一年といへば、清の嘉慶四年である。かの滿洲實錄や滿文老檔の重鈔があつてから二十年を出でずして已に我國に此の書の刊行あるは驚異とすべく、而も將來された鈔本は、内藤先生が學界最初の注意を與へられた如く、<sup>①</sup> 今となれば貴重な康熙の修本であつた。今内閣文庫の所藏に歸してゐるものが、久世家所藏のものであつたと云はれる。

例言中に太祖實錄を五卷とするが如き刊誤と認めらる可き點もあり、又太祖實錄の纂修者を希福とするが如き較

々當を得ない點もないではないが、然し村山、中根二人者の據り得たものは三朝實錄を措いてなく、而も已述するが如く、この太祖實錄には表も序もないものであると言へば、太祖實錄の編纂に關する記事としては、太宗實錄崇徳元年十一月の條に見える太祖實錄希福等修の文字以外に據る可きものなく、且つこの時に何卷本が編纂されたのかは記録されてゐないのだから、村山・中根の二氏が康熙の修本である太祖實錄をとつて希福等の修撰に係るとしたのも洵に當然のことである。吾等は寧ろ邨山中根の二氏が如何に苦心編纂したものであるかを見ねばならぬ。その簡を得て、而も重要事項に至つては、大抵洩らす所なく、洵に探要若しくは事略の名を恥かしめない點、今日に於ても清初の概略を知るに利便甚だ大である。のみならず康熙纂修の三朝實錄が遍く刊行普及さるるに至らない限り、今後も尙當分、學者の机邊を去り得ないものである。清朝の諸學者にして我國に來遊するもの、この書あるを知り何れも喜んで購ひ歸つたといふ、洵に宜なりと言ふ可きである。

尙本書の著者の一人である永根氷齋に就いては、大谷大學教授龜田次郎先生の興味深い研究が、兵庫縣印南郡志及び日本及日本人(大正五年六月十五日號)誌上に掲載されてゐることを、この機會に於て紹介致しておき度い。

清朝の實錄編纂史中特に以上三朝實錄の編纂を問題とした所以は清初の特種な國情に基因して、甚だ混淆紛雜した太祖太宗兩實錄の編纂事情より、漸く支那式の編纂方法を樹立するに至つた世祖實錄編纂までの経過をたづねんとしたものであるが、如斯き根本史料の、嚴密な批判研究に俟つて、始めて紛糾錯雜、曖昧模糊の間に付せられた清初の特種問題も明瞭確實ならしめられるものであることは



謂ふを須るぬ所である。明末清初の史料は夥しく莫大にして而も複雑混迷し研究者は到る處その捨取採擇に惑ひ、或ひは之を誤つてゐる現狀ではないか。史料の批判はもとより史實の探究と相俟つて始めて完かる可きものではあるが、又それ自體の形式的研究も決して忽諸に付せられぬ。而もこの種の研究の促進せしめられんがためには、畢竟上述し來たつた如き根本資料が、最も完全な姿に於て一日も早く公刊せられ一般研究者の思ふが儘なる利用翻讀に資せられんことが何より望ましく必要である。清朝全實錄の景印出版に對してはもとより喜悅禁じ得ざるものであるが、尙清初三代の實錄に關する限り、吾等のその見んことを望むところのものは、寧ろその初修本であり、再修本である。

より以上、その滿文本であり、蒙文本である。但し此等のものの大部分は已に上述し來たつた如く、一部を我國に藏する他、その大半は支那側に現存する。嘗に實錄のみでない、明末清初の最も根本的な資料の大部分も亦支那側に所藏せられてゐる。近來此等のものは、活潑に陸續整理刊行されてはゐるが、然し尙その全斑を窺ひ得る日に至つては果して何時のことか。我等はたゞ支那側の精進努力を要望する他ない。

終りにあたつて終始鞭撻指導を賜つた矢野先生並びに北平在學中種々支那側資料の調査に御盡力下さつた山本守學士に深甚の謝意を表する。

付するに三朝實錄纂修表を以てし以上縷述の結論とする所を要約表示するであらう。<sup>④</sup>

清三朝實錄纂修表

實錄名稱 (又ハ略稱)	卷數	附首 卷數	纂修又ハ 重修開始年月	告成年月	纂修總裁官	備考
太祖實錄圖	八?	—	不明	天聰九年八月	張倫、應魁畫	傳存不明。一つに太祖實錄戰圖と稱す。
滿洲實錄	八	—	同	乾隆四十六年		この年、太祖實錄圖を重鈔せしもの。奉天本、北平本、熱河本、三本共現存。已印行。
太祖武皇實錄	四	—	同	崇德元年十一月	剛林、希副、羅繼綿	滿文本、漢文本、蒙文本あり。何れも現存。故宮博物院文獻館及び北平圖書館等に蔵有。漢文本は已印行。
太祖高皇實錄	一〇	二	康熙二十一年十月重修	康熙廿五年二月	勒德洪、明珠、李蔚、王濬治、黃機、吳正治	滿、蒙、漢三體纂修、正本の現存するものは滿文本のみ(故宮實錄庫蔵)。我が内閣文庫、帝國圖書館(一高)、恭仁山莊文庫等には漢文傳鈔本あり。
同	一〇	三	雍正十二年十一月	乾隆四年十二月	鄂爾泰、張廷玉、徐本	所謂定修本
太宗文皇實錄	四〇	一	順治九年正月	順治十二年以前	希福、范文程、洪承疇、額色黑、密完我	漢文本を故宮博物院に蔵す
同	六五	—	同	同	同	四十卷本より後に出來しもの、現存不明。
同	六五	二	康熙十二年七月重修	康熙廿一年九月	明珠、勒德洪、圖海、李蔚、杜立德、馮溥	滿、蒙、漢三本何れも故宮博物院に現存。我が漢文傳鈔本は何れも康熙修本の如し。
同	六五	三	雍正十二年十一月	乾隆四年十二月	鄂爾泰、張廷玉、徐本	所謂定修本
世祖章皇實錄	一四四	二	康熙六年七月	康熙十一年五月	班布爾善、衛周祚、巴泰、李蔚、魏裔介	滿、蒙、漢三體纂修。但し正本は故宮實錄庫に滿文本のみ現存し他は傳はらざるもの。如し、支那の嘉業堂、我國の内閣文庫、帝國圖書館(一高)、恭仁山莊等には漢文古鈔本を蔵す。

同	一四四	三	雍正十二年十一月	乾隆四年十二月	鄂爾泰、張廷玉、徐本	定修本
---	-----	---	----------	---------	------------	-----

① 清朝開國期の史料。(讀史叢錄一一九—一二二頁)

②③ この點に就いて稻葉博士は「塗改本清太祖實錄殘卷及び其年代」中に(青丘學叢第十號六三頁)「村山、永根二氏の清三朝實錄採用の例言には、清太祖實錄五卷、內國史院大學士希福等修、太宗實錄六十七卷、禮部尙書覺羅勒德洪等修、世祖實錄一百四十四卷、內大臣吏部尙書中和殿大學士巴泰等修、三朝實錄共二百一十八卷としてあるが、二氏は何本によりて、太祖實錄五卷內國史院希福等修の文字を擇んだものか。二氏の底本であるところの久世本は、多分は今の内閣文庫本であらうが、もし、さうとしたら、さやうの官御も進表もなく、始めより、太清太祖云々と書き下してある。村山、永根二氏が總卷数を二百一十八卷としてゐるのも、二百二十八卷の誤りであり、ことに太祖實錄を五卷とすれば、二百二十八卷の數に一致せないから、これは八卷の誤刊である。」と説いてゐられる。但し太祖實錄希福等修の文字を撰んだのは、太宗實錄崇德元年の記事によつたに相違あるまじく、根據なきことではない。

④ 服部博士監修の逸存書目中には、康熙纂修の太祖、太宗、世祖實錄を擧げてゐられるけれども、本表によつて示すが如く、今逸存書として數へ得るのは康熙修漢文本太祖實錄だけであるらしい。

### 追加資料

本論前半發表後、鴛淵先生始め、山本學士、三田村學士等より左記の如き貴重な資料の提示を受けた。感謝に堪へない

一 太祖の滿文老檔が太祖の日記類とは性質遙かに相違するものであるとして、さきに私は舒爾哈齊や褚英の記事を擧げ、又太祖第十套「太祖皇帝の天命年間に記せる年月具備せざる檔子」を指摘して太宗の加纂明瞭な痕跡あること

を述べたが、其後三田村君の教示によつて益、私の考へ方の固められたことは嬉しい。即ち同老檔天命十年五月二十九日の條に、「*Taihan sengenken han* の弟達爾漢巴圖魯貝勒の第五子寨桑古台吉歿す。」とあり、又溯つて天命九年正月三日の條には太祖か性蕃販賣の税を重くせることを叙したる後「*same han*(天聰汗)即位の年より税を輕減す。」とある。*taihan*はいふ迄もなく太祖である。之を以てすれば如何に尠く見ても天命九年分以後の老檔が太宗時代の命筆になること明確であり、而して之に加ふるに老檔自體の綜括的な記述ぶり、實錄に見えた天聰三年の記録作製の記述等を考慮に入れるならば、前號にも記した如く(四六四頁)略々その全部を以て太宗時代の整理になるものと推測し得るものであらう。

金梁氏の滿洲老檔秘録の最初には太祖の一代記の様なものが譯載されてゐる。この記録が若し老檔の初頭にあるものとすれば、老檔全部が太宗時の編纂になるものであることは全く疑ひないが、實は老檔の初めの方の何處にもこんな記述が見當らない。金梁氏は一體何によつたものか。

二 山本學士は北平の奉寬氏より同氏宛送り來られた滿文原檔の寫し一葉を貸與せられた。寫真に示したのがそれで、奉寬氏の山本氏宛書信によれば、原檔の敷き寫しの由、文字面の部分だけで縦 4 cm. 横 30 cm. の大きがある。崇徳元年五月十日の條及び同十二日の條の一部分で、已に有圈點文字使用時代に入つてゐる。最近民人李德啓氏は「阿濟格略明事件之滿文木牌」なる一書を著はして、該木牌の作られた崇徳元年の頃には尙、新舊兩滿字を混淆使用してゐた、即ち *ku* 字形を寫すに蒙文字母形(舊滿洲字形)を用ひ、又 *fa* 字形に *wa* 字形を、*ya* 字形に *ja* 字形を用ひてゐた事實を指摘したが本滿文老檔の如き官文書にして尙この混淆使用あるは興味ある事柄と見られる。即ち寫真に見るに *f* 字と



W字、y字とi字との間には區別が見られるが、ku字形を寫すに終より第三行の kutule、同第二行の hunkalembi、同第一行の gurun 等には何れも蒙文字母形即ち舊滿字形が使用されてをり。同第三行 ku、及び同第二行 kungkerere (實は hungkerere) 等には正しい新滿洲字の使用が認められる。滿文原檔は、滿語滿字の資料としても最も重要なものである。

三 崇徳元年纂修の太祖實錄が滿漢蒙の三體三種より成るものであるといふことに就いて、さきに私は太宗實錄(康熙修)及び開國方略の所記を挙げたが、鴛淵先生は又滿文老檔中にも(實錄と同日、即ち崇徳元年十一月十五日の條に)この記載あることを教示せられた。老檔の記載が實錄の記事の原であることは謂ふまでもなく、兩者の所述には殆んど差異を見ないが、ハに特に重要な個處に就き老檔本文を摘録しよう。

即ち先づ、

dergi taitsu, taikeo i yabuha yargiyen kooli bihe be shanggafi albume wesimbure de . . . . .  
 上 太祖 太后 の行ひませる まことの のりの 誓 な 成して 畢し 終する 時

と書を出し、ハのハとハを以て讀し、ハ 希福、剛林及び滿蒙漢人官員等の奏文中に、

gosin oncho hiwalyhasun endurिंगge han ejen i hesei dergai taitsu, abkai hese be alifi fongon be mnikdembuh,  
 仁 覽 溫 聖 汗 主 の命により上 太祖 天 命 を受けて 運 な 廣め起し  
 gurun i ten be fukjin ilibuha fenguwechike gungge gosin hiyooshungga horonggo endurिंगge huwangdi dergi taikeo,  
 國 の基 を始めて 立てたる 寄しき 功と 仁と 孝と 威と 徳との 皇帝 上 太后  
 gosin hiyooshungga doro de aktumbuha ginggan ijishun huturingga eldengge endurिंगge huwangheo i yabuha yargiyen  
 仁と 孝との 道 を盡したる 敬 順 有 福 光ある 聖 皇 后 の行ひませる まことの  
 kooli be manju monggo nikan ilan gurun i f'gusun bihe arame wajifi tumen jalan i suduri obuha.  
 のりを 滿洲 蒙古 漢人 三 國 の言葉の誓に 作り 了りて 萬 代 の 史となせり

と見えてゐる。皇帝及び皇后の實錄を成したといふことに就いては、この滿文で見るとかなり曖昧で、どうも皇帝及び皇后の實錄が夫々別個に作られたものではない様である。王氏東華錄崇德元年十一月乙卯の條にたゞ「太祖武皇帝實錄告成」とのみあるは、皇后の名が修飾的に附記されてゐるのに過ぎないのではないかといふ解釋に何等か迎合する所のものがある様に思はれる。

然らば、滿蒙漢三體で修められたとあるは如何に。最近稻葉先生は書信を寄せられて、矢張りこの事實は認め難い、何分粉飾の多い清初の記録のことである、實錄の所記は信ぜられない、否定せられねばならぬとせられた。先生の意は猶私に明確でないが、然し私は實錄又右に舉げた老檔の記載を否定する理由はないと思ふ。それは或ひは現存の實錄には若干の手が加つてゐるかも知れない。そのことは、私も前號に述べておいた。(四七九頁—四八二頁)然し老檔に滿蒙漢三體とあるのまで否定するとしたならば、それは猶、實錄の皇后の名の記述を修飾的なものであるとするのにも似たものかも知れないが、それとこれとは第一行文の上からしても相違があり、又當時の狀態は決して滿蒙漢三體で實錄を作る位のことを不可能としない。實錄(採要本による)天聰八年四月辛巳の條に、

初命禮部、考取通滿洲蒙古漢書文義者。爲舉人。取中滿洲習滿書者。林敦・多惠。滿洲習漢書者。察不害・恩國參。漢人習滿書者。宜成格。漢人習漢書者。齊國儒・朱燦然・羅繡錦・梁正大・雷興・馬國柱・金柱・王來用。蒙古習蒙古書者。俄博特・石岱・蘇魯木。其十六人俱賜爲舉人。各賜衣一襲。免四丁。宴于禮部。

とある。此等の人々が實錄編纂のために擧げられたとは記されてゐない。又特に實錄編纂のためにのみ擧げられたものではなかつたらうが、然しこの用意の當然實錄に及んでゐることは想像に難くあるまい。特に多數漢人中にあつ

て、羅繡錦が崇徳元年實錄進呈時に漢文進表を奉つて  
ることは注意に値し、恐らく實際は此等の人々が、  
實錄の編纂に携はつたのではないかと考へられる。

又同じくこの天聰八年四月には太宗は官名の盡く漢  
文に因るものであることを慨し、之を滿語に易ふ可き  
ことを諭してゐる程、當時已に漢文化の侵潤は著しか  
つたのである。其他天聰朝の漢文記録類に見ても、當  
時の實情は決して漢文實錄の作製を不可能とはしな  
い。私は崇徳實錄以前、天聰十年に出來た太祖實錄圖  
が已に三體を具へてゐるものだらうと思ふ。

太宗老檔は已に前號に述べたが如く、大體に於て日  
歴的の性質を具備し、その質朴忌憚なき記述に考へて  
全く信據し得るものと信ずる。私は假令ひ現存の太祖  
實錄に、崇徳元年の編纂でないといふ證據が挙げられ  
たとしても、それは私も一縷の懸念を持つが如くあり  
得ることであるかも知れない。尙、それを以て老檔の

年物查其無馬者千餘賜以馬匹後集自此或入滿洲  
自東海至遼北自蒙古版圖而至朝鮮野鴉蘇同  
一音語者俱征服是年滿洲始合爲一  
十月二十二日蒙古在穆爾塔魯遣使賚賜兒樞帥  
齋書來曰蒙古國統四十萬衆築主背吉祥寺中  
大明於吾二國乃仇讐也吾聞自戊午年來汝明始受於  
於汝國今夏吾已親往廣寧招撫其城取其貢賦僕汝  
兵生圖之吾前不列於汝吾二人原無交惡昔吾所服  
之城為汝所徇吾名安在汝不從吾言二人之是挑奪  
奪聚之先時吾二人使者常相往來因汝使捏言吾之  
賚賜告汝以不善之詞故相絕耳若以吾言為是汝將  
前使可令復來滿洲王臣見此書皆怒有謂來使可  
殺有謂可刺則之汝頭  
帝曰汝等之怒誠然即吾亦怒然於來使無與是遣使  
者之罪也可久留之待四時亦書不善之言相語言訖  
遂羈其使○是日賜兒樞帥齋書命與兒樞帥合五  
師王等致書曰爾衆屢生事誠為得罪然處此唯在



所記を否定し得る理由になるとは考へない。(二〇、八、二七)

四 清初の實錄に關する新資料は續々として現はれる。鴛淵先生は今夏滿支の御旅行中、また羅氏の書庫中に「太祖皇帝實錄四卷四冊」なるものを見出された。寫真に示したのがその一頁で天命四年十月二十二日の條。標題内容共全くさきに故宮博物院から出刊された武皇帝實錄に同様なものゝ上に、寫真に見るが如く若干塗改の手を入れたものである。この寫眞の所では靈丹汗の靈を林に改め、大明の大を塗抹してゐる。順治初修太宗實錄では靈丹汗はやはり靈丹汗に作り、明のことは大抵明朝と呼んでゐる。林丹汗となり明となつたのは康熙の時のことらしい。本書は恐らく康熙改修時の稿本の一つ、而もその全部が殆んど崇徳の武皇帝實錄の儘であるのを見れば、これこそ第一次稿本とも稱し得可きものではなからうか。(二〇、九、二追記)